

第三次鹿児島市交通バリアフリー 基本構想（素案）

< 概要版 >

目次

●策定の目的.....	1
●位置付け.....	1
●SDGsとの関連.....	2
●基本理念及び基本方針.....	2
●目標年度.....	2
●取組方針.....	3
●重点整備地区（中央地区）.....	4
●重点整備地区（鴨池地区）.....	5
●重点整備地区（谷山地区）.....	6
●「心のバリアフリー」を推進するための取組.....	7
●市民・事業者・行政の役割.....	8
●進行管理体制と事後評価.....	8
●本市の公共交通網及び重点整備地区位置図.....	9

令和3年12月

鹿児島市

●策定の目的

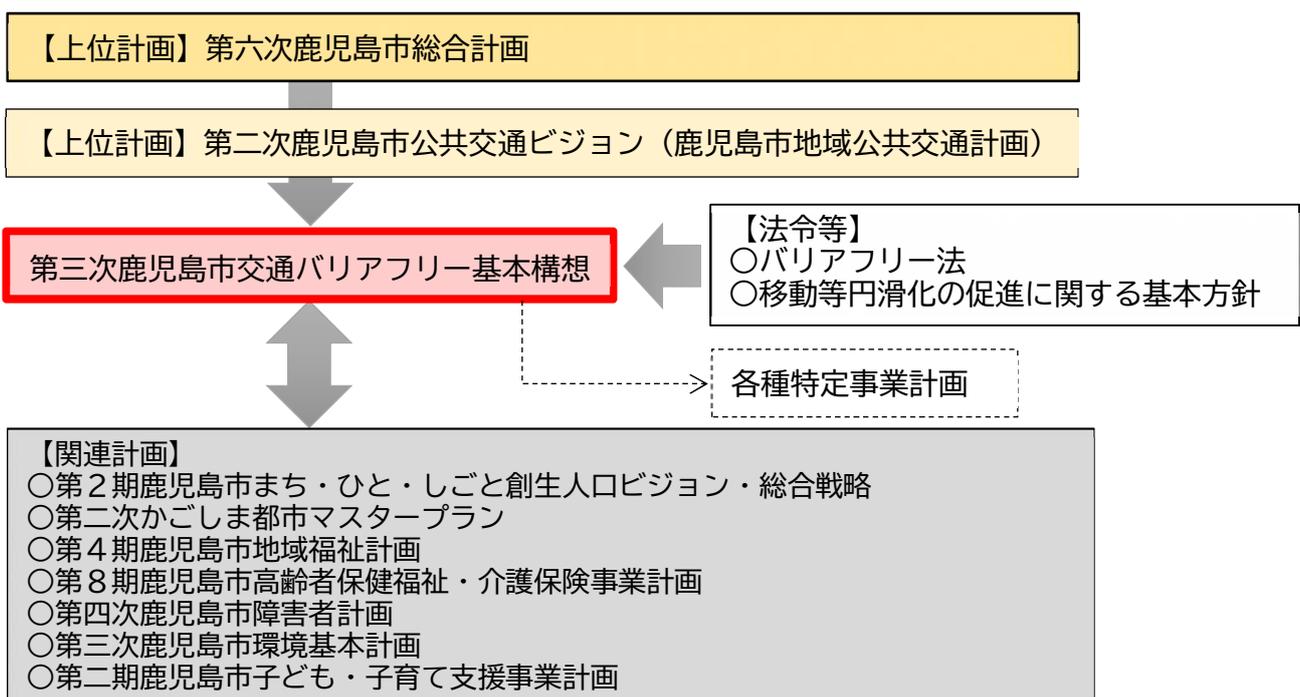
本市では、平成 15 年 3 月に「鹿児島市交通バリアフリー基本構想」（～平成 22 年 12 月）、平成 24 年 3 月に「鹿児島市新交通バリアフリー基本構想」（～令和 3 年 3 月）を策定し、3つの重点整備地区「中央地区」、「鴨池地区」、「谷山地区」において、駅や停留場等の旅客施設におけるエレベーターの設置や勾配の解消、低床車両の導入、道路への視覚障害者誘導用ブロックの設置や段差の解消、音響式信号機の設置などについて、国・県・市道の道路管理者や公安委員会、交通事業者等の関係機関と一体となって取り組んできました。

この間、国においては、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を契機として、平成 30 年及び令和 2 年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（「バリアフリー法」）」を改正し、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化した基本理念や、基本構想の定期的な評価等の努力義務化、さらに「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策の取組強化等が定められました。

これら国における対応や社会情勢の変化等を踏まえ、道路管理者や交通事業者など関係機関が一体となって、本市における道路や公共交通機関などハード面のバリアフリー化を引き続き進めるとともに、「心のバリアフリー」を推進するためのソフト施策の取組強化に向けて、「第三次鹿児島市交通バリアフリー基本構想」（以下、「本構想」という。）を策定します。

●位置付け

本構想は、本市の交通政策の指針である「第二次鹿児島市公共交通ビジョン」の基本方針「安心安全で、人と環境にやさしい快適な交通環境の整備」を推進するための計画です。また、「第六次鹿児島市総合計画」の基本目標「質の高い暮らしを支える 快適なまち【都市・交通 政策】」の実現に向けた個別計画となります。



●SDGsとの関連

本構想と特に関連性の高いゴールの達成に向け、安心・安全に移動できるまちづくりを推進していきます。

	10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する
	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

●基本理念及び基本方針

基本理念 みんなにやさしい 安心・安全に移動できるまちづくり

基本方針

■安心・安全な交通環境整備の推進

高齢者や障害者等すべての人が安心して生活・移動できる環境の実現のため、多くの市民や観光客等の来街者が集まる施設、道路等を含む地区を中心に、道路の整備や低床車両の導入等、関連する事業と連携を図りながらバリアフリー化を進めます。

また、既に整備された公共交通機関や道路等の都市基盤を十分に活用し、バリアフリーのネットワーク化を図ることにより、さらに多くの方々が集いやすいまちづくりを進めます。

■みんなで理解し支え合う「心のバリアフリー」の推進

市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、高齢者、障害者等への理解や思いやりを育むための意識啓発に取り組み、市民の心のバリアフリー化を進めます。

■効果的・継続的な取組の推進

バリアフリー化を効果的に進めるために、基本構想策定後も関係者（市民（利用者）、関係団体、事業者等）と連携しながら事業の進捗管理を行い、定期的な評価の実施や計画の見直し等による効果的・継続的なバリアフリー化を図ります。

●目標年度

本構想の計画開始年度は令和4年度とし、バリアフリー法に基づく基本構想等の評価期間を踏まえ、計画期間を5年間、目標年度を令和8年度とします。

●取組方針

事業の種類	取組方針
公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客施設のスロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等に努める。 ・バス停については、上屋の設置等の改善を進める。 ・桜島フェリーについては、新船導入の際にバリアフリー基準に適合したものとす。 ・バス車両については、低床車両の導入を進める。 ・タクシー車両については、ユニバーサルデザインタクシーの導入を進める。 ・案内看板やホームページなどで高齢者、障害者等が利用しやすいバリアフリー情報等の提供を行う。 ・定期的な点検や利用者の要望に応じた介助など、バリアフリー設備の機能が十分に発揮される体制を整える。
道 路	<p>地形の状況等の制約を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の有効幅員 1.5m 以上確保できる経路のバリアフリー整備に取り組む。 ・歩道の段差解消、視覚障害者誘導用ブロックや休憩施設（ベンチ等）の設置等の整備に優先的に取り組む。 ・歩道の拡幅や勾配解消、舗装面の改良、バス停部の歩道高さの調整等の整備は、計画期間にとらわれず、大規模な改良を行う際に取り組む。
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機等の設置や歩行者用道路であることを表示する道路標識等の設置等に取り組む。
教育啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な利用者支援が行えるよう乗務員や職員への研修等を行う。 ・学校教育や講習会、広報活動を通じて「心のバリアフリー」を推進する。 ・優先席やバリアフリースイッチ、障害者等用駐車スペース等の設備を必要な方が利用できるよう広報活動を行う。

〈取組イメージ〉



バス停上屋の設置



ユニバーサルデザイン
タクシーの導入



道路の段差の解消や視覚
障害者誘導用ブロックの
設置

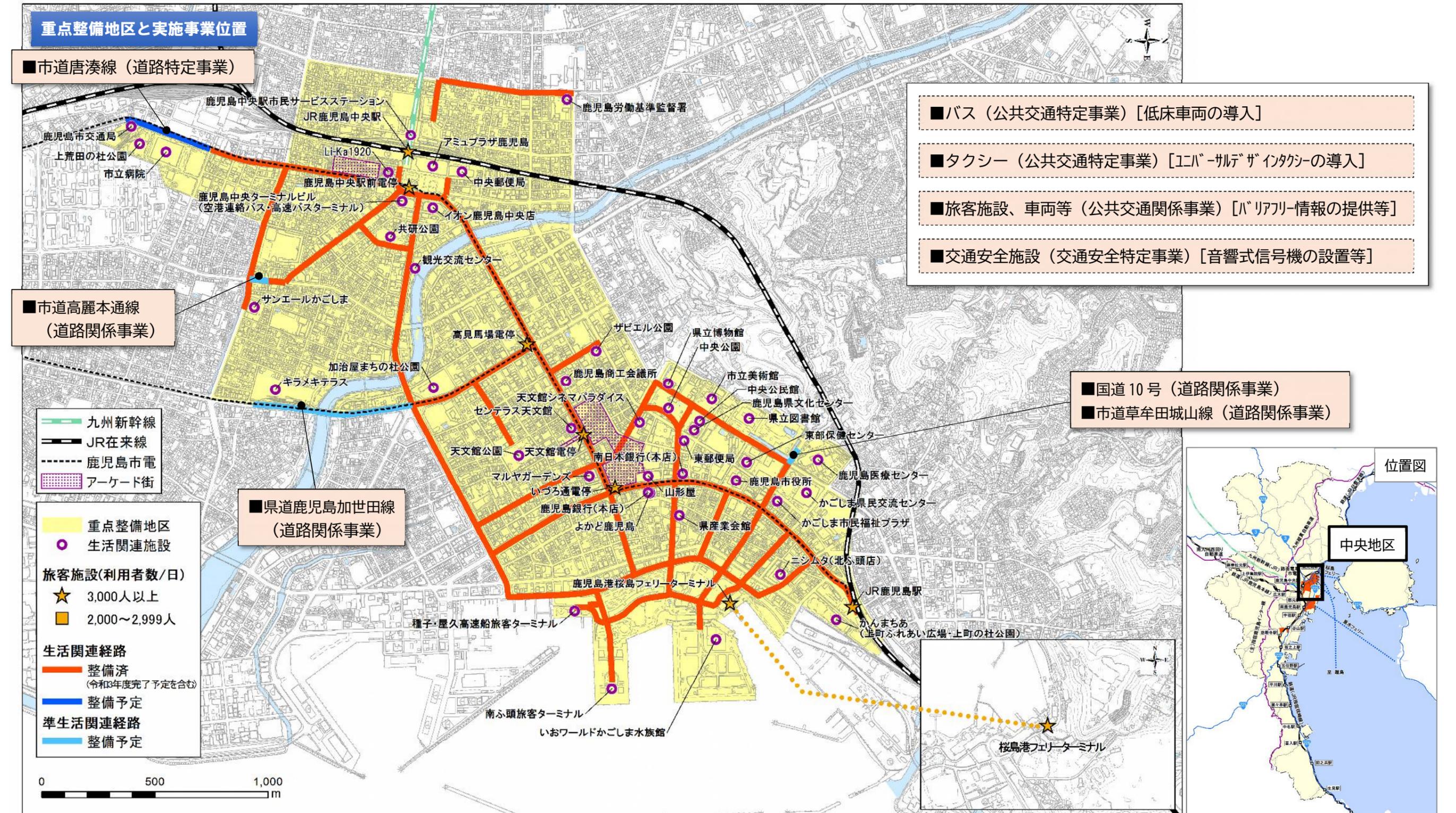


高齢者等感応
信号機の設置

本構想においては、市内3地区を「重点整備地区」として選定し、高齢者や障害者等が多数利用する「生活関連施設」を結ぶ道路（「生活関連経路」等）などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めていくこととしています。

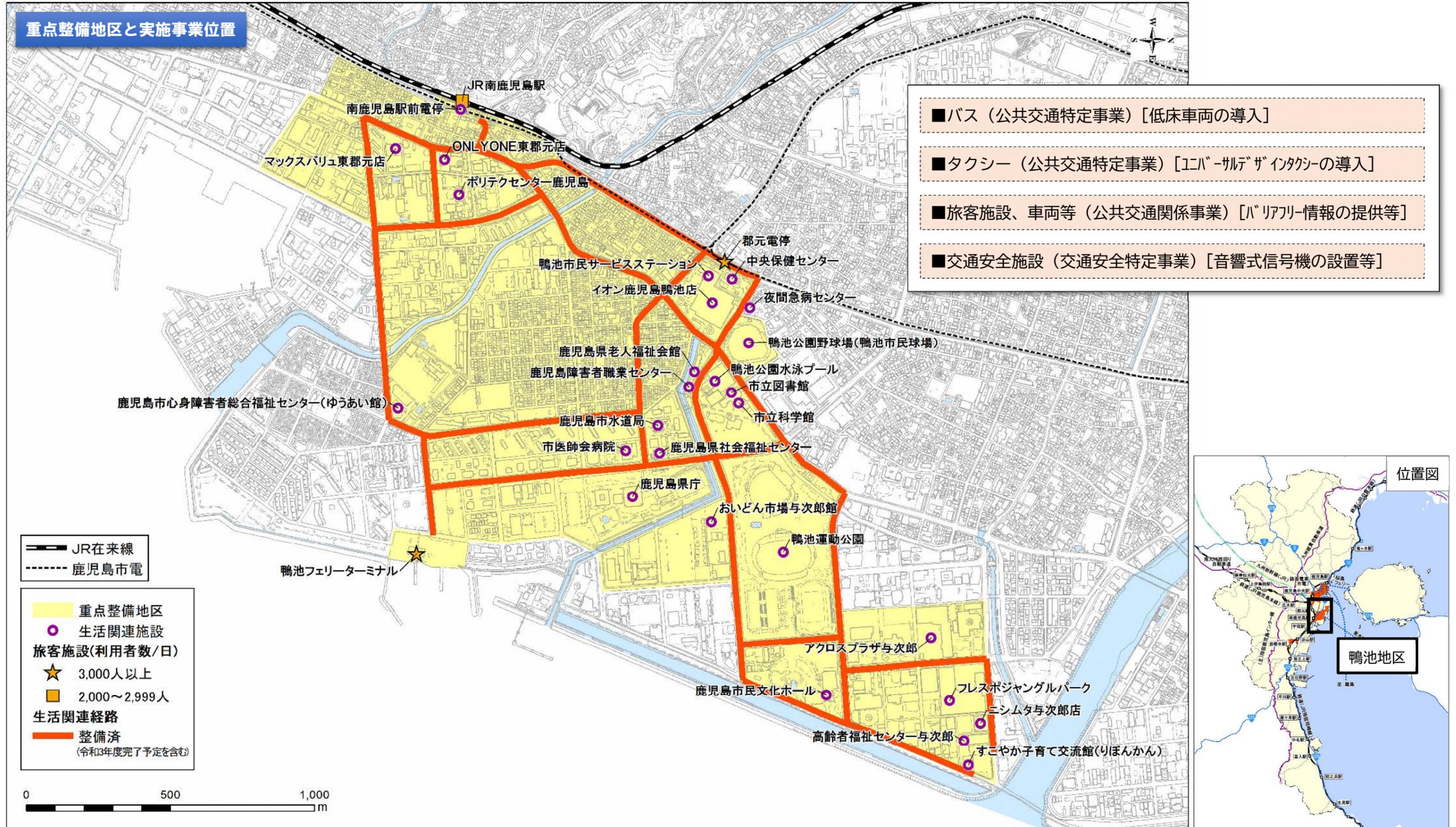
●重点整備地区(中央地区)

中央地区は本市のほぼ中央に位置し、新幹線の南の発着点である鹿児島中央駅や鹿児島駅等の旅客施設があり、鹿児島中央駅周辺からいづろ・天文館地区、本港区を結ぶ都市軸を中心に商業・サービス機能などが集積した中心市街地を形成しています。市街地再開発事業など施設の更新が進んでおり、重点的かつ一体的なバリアフリー整備の必要性がある地域です。



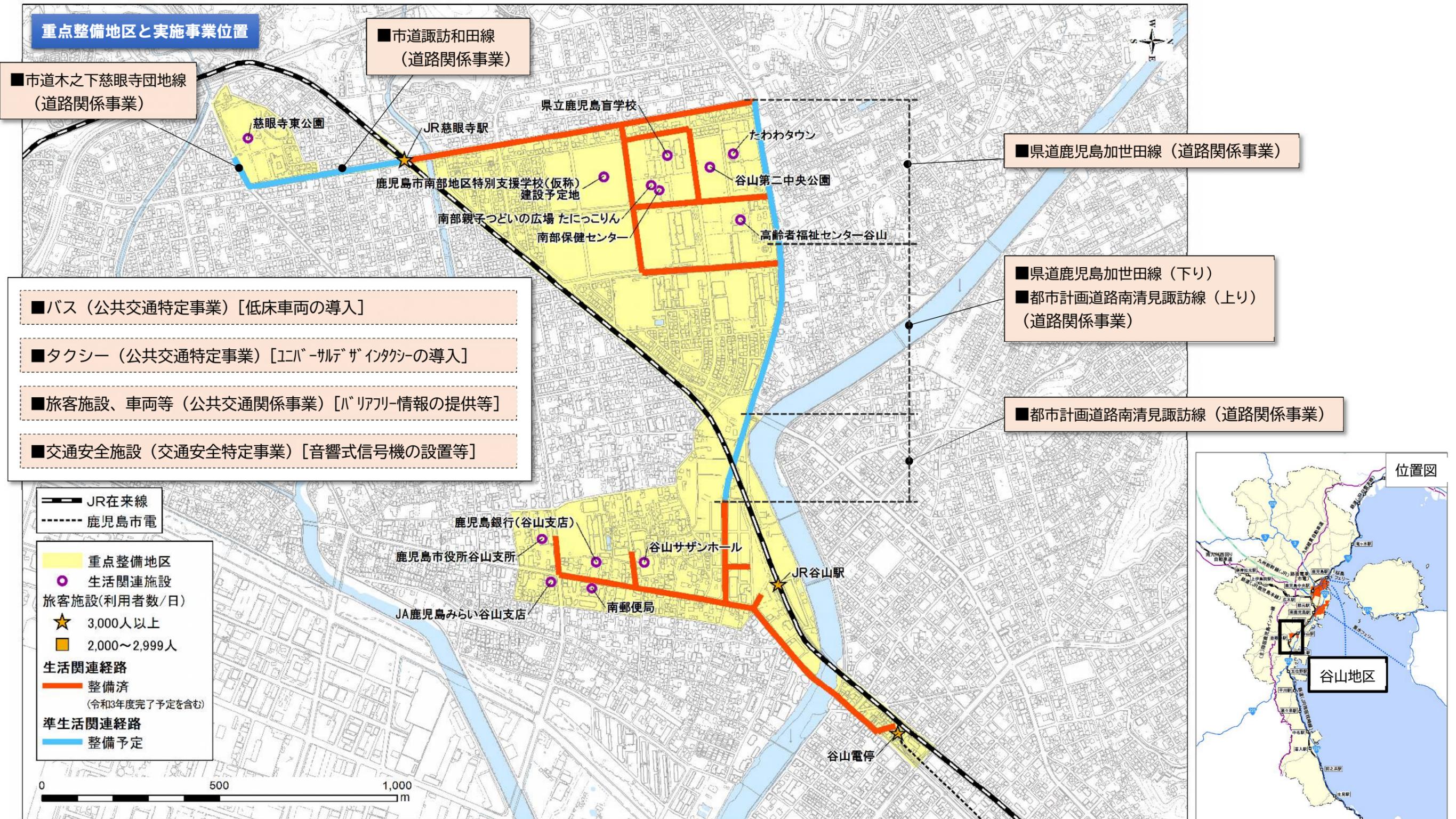
●重点整備地区(鴨池地区)

鴨池地区は本市の中央部南側に位置し、南鹿児島駅等の旅客施設があり、鹿児島県庁やその他主要な公共施設等が立地していることから、重点的かつ一体的なバリアフリー整備の必要性がある地域です。



●重点整備地区(谷山地区)

谷山地区は谷山駅等の旅客施設があり、公共施設や教育施設、福祉施設が複数立地していることから、重点的かつ一体的なバリアフリー整備の必要性がある地域です。



●「心のバリアフリー」を推進するための取組

バリアフリーの推進は、ハード面の整備だけでなく、すべての人が互いに理解を深めようとコミュニケーションをとる「心のバリアフリー」が重要です。そのようなことから、「心のバリアフリー」の推進のため、令和2年のバリアフリー法改正により「教育啓発特定事業」が新たに創設されました。

「心のバリアフリー」の推進については、これまでも取り組んできましたが、本構想においては、法改正の趣旨を踏まえ、これらの取組を「教育啓発特定事業」として位置づけ、交通事業者と行政が連携しながら、これまで以上に「心のバリアフリー」を推進します。

なお、「心のバリアフリー」の推進については、重点整備地区に限らず、市内全域で取り組みます。

種別	取組内容	事業主体
教育啓発特定事業	適切な利用者支援や接遇の向上に向けて、乗務員や職員等を対象とした研修の実施や資格取得の推進	交通事業者
		行政
	各学校の教育課程に基づくバリアフリーに関する指導	行政
	バリアフリー教室や市政出前トーク、講習会を通じた心のバリアフリーの意識啓発	行政
	ポスターやアナウンス等による心のバリアフリーの意識啓発	交通事業者
		行政
	障害者福祉施策による啓発活動や外出支援の実施	行政
優先席やバリアフリースイシ、障害者等用駐車スペースの適正な利用に関する広報啓発	交通事業者	
	行政	
市ホームページ等による基本構想進捗状況の公表	行政	
その他の取組	障害者等の特定公共的施設等の安全かつ快適な利用促進	行政
	バリアフリーに配慮したイベントの実施	行政

〈取組イメージ〉



バリアフリー教室の開催



市政出前トークの実施



ポスターによる啓発
(資料：国土交通省)

●市民・事業者・行政の役割

本構想を実効性の高いものにするためには、市民や事業者、そして行政が、それぞれの果たすべき役割を十分に理解し、協働して取り組むことが重要です。



<主な取組内容>



- ・一人ひとりが高齢者や障害者等の特性を理解し支え合う「心のバリアフリー」についての理解
- ・高齢者や障害者等へ気軽に手助けするなどの思いやりのある行動
- ・自転車やバイクの違法駐車をしないなどのマナー向上



- ・基本構想に基づく継続的なバリアフリー関係事業の実施
- ・バリアフリー化に関する利用者意見の把握
- ・従業員に対するバリアフリーに関する教育の推進
- ・情報のバリアフリー化や役務の提供等、真に必要な方が円滑に利用できる体制の確保



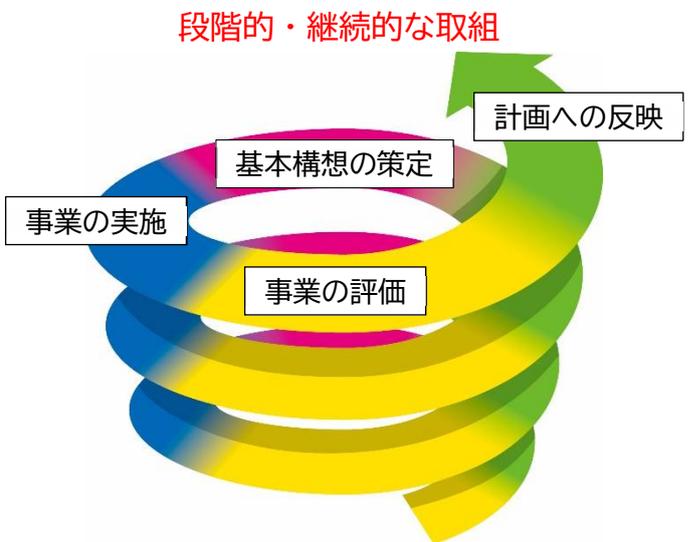
- ・基本構想に基づく継続的なバリアフリー関係事業の実施
- ・バリアフリー化に関する情報提供と市民意見の把握
- ・バリアフリーに関する意識啓発と教育等の推進
- ・関係機関との連携によるバリアフリー推進体制の確立

●進行管理体制と事後評価

本構想の基本理念「みんなにやさしい 安心・安全に移動できるまちづくり」の実現のためには、基本構想策定（Plan）後の事業実施（Do）と、実施状況を継続的に把握し、実施内容と効果を評価（Check）する仕組みを構築して、必要に応じて見直す（Action）PDCA サイクルにより、本構想の着実な推進を図り、必要に応じて事業の見直しや新たな提案を行うなど、時勢に即応した弾力的な運用を図り、段階的・継続的に発展（スパイラルアップ）していくことが重要です。

そのため、本市では、本構想の進捗状況の把握などを行う推進組織を設置し、ホームページ等を活用した情報発信や市民ニーズの把握に積極的に取り組みます。

また、基本構想策定後、行政や各事業者が協力して各種特定事業計画を作成します。事業計画には特定事業の整備内容、整備目標時期を示すことから、この事業計画に示す内容等に基づく進捗について、計画期間終了後に確認・評価を行います。



●本市の公共交通網及び重点整備地区位置図

